

10.1.11 産業廃棄物

(1) 予測及び評価の結果

(a) 工事の実施

① 造成等の施工による一時的な影響

1) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物による影響を低減するため、以下の環境保全措置を実施する。

- ・発生する産業廃棄物は、可能な限り工場製作・組立品の割合を増やし、現地工事により発生する廃棄物の減量化に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年、法律第 104 号）に基づき、可能な限りの有効活用に努め発生量を低減する。
- ・有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）に基づき、専門の処理会社に委託し適正に処分・処理する。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

2) 予測の結果

a. 予測の基本的な手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物の発生量を予測した。

b. 予測地域

対象事業実施区域とした。

c. 予測対象時期等

廃棄物の発生する工事期間(令和 6 年 9 月～令和 11 年 2 月)とした。

d. 予測の結果

工事の実施に伴って発生する産業廃棄物としては、コンクリートくず、伐採木、廃プラスチック類等が挙げられ、それらの発生量及び処理方法は表 10.1.11-1 に示すとおりである。対象事業実施区域内において発生する産業廃棄物については、発生後ただちに処理することとし、保管はしないものとする。

表 10.1.11-1 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

廃棄物の種類	発生量 (t)	有効利用量 (t)	最終処分量 (t)	処理方法等
コンクリートくず	1,040.5	1,040.5	0	再生砕石原料
伐採木	13,312	13,312	0	幹は有用材として売却、枝はチップ化してリサイクル
廃プラスチック類	1.3	1.3	0	分別回収し、リサイクル
金属くず	22.9	22.9	0	業者へ売却、古物商へ引き渡し
紙くず（段ボール）	7.1	7.1	0	分別回収し、リサイクル

3) 評価の結果

a. 環境影響の回避・低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物による影響を低減するために、以下の環境保全措置を実施する。

- ・発生する産業廃棄物は、可能な限り工場製作・組立品の割合を増やし、現地工事により発生する廃棄物の減量化に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年、法律第 104 号）に基づき、可能な限りの有効活用に努め発生量を低減する。
- ・有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）に基づき、専門の処理会社に委託し適正に処分・処理する。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量は、事業者の実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

b. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年、法律第104号)に基づき建設機材の再資源化に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年、法律第137号)に基づき、適正に処分するとともに、可能な限り有効利用により廃棄物の排出を抑制する計画である。

また、令和3年3月に策定された「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」によると、開発事業等における資源循環や廃棄物適正処理に係る配慮として、

- ・環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること

等と記載されている。本事業では事業の実施に伴う発生廃棄物の減量化に努め、再資源化を図る計画としていることから、これら国や地方公共団体による基準又は目標に整合するものと評価する。

(白紙のページ)